

上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金（法人）
交付申請書提出チェックリスト

チェック項目	申請者✓
1, 交付申請書（第1号様式）	
設置工事の着手予定日は、申請書の提出から1か月程度余裕がある。	
太陽光発電設備の設置場所は、市内の事業所である。	
発電出力の数値は、太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい値を記載している。	
2, 見積書及び見積内訳書の写し	
内訳書には、太陽光発電設備の型式、設置数、金額が明記されている。	
3, 仕様及び規格を確認することができる書類の写し（カタログ等）	
設置する太陽光発電設備の仕様及び規格が判別できる。	
4, 発電出力を確認することができる書類 ※3に掲げる書類により確認することができる場合は不要	
太陽光パネルの最大出力の合計値が分かる。	
パワーコンディショナーの定格出力の合計値が分かる。	
5, 工事に着手する前の現況写真	
太陽光発電設備を設置する場所である。	
6, 市税に未納がない証明書	
原本である。	
申請日より3か月以内に発行したものである。	
申請者の証明書である。	
7, 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	
原本である。	
申請日より3か月以内に発行したものである。	
8, 事業証明書（法人）	
原本である。	
申請日より3か月以内に発行したものである。	
9, 誓約書（第2号様式）	
申請者となる法人の誓約書である。	

上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金（個人事業主）

チェック項目	申請者✓
1, 交付申請書（第1号様式）	
設置工事の着手予定日は、申請書の提出から1か月程度余裕がある。	
太陽光発電設備の設置場所は、市内の事業所である。	
発電出力の数値は、太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい値を記載している。	
2, 見積書及び見積内訳書の写し	
内訳書には、太陽光発電設備の型式、設置数、金額が明記されている。	
3, 仕様及び規格を確認することができる書類の写し（カタログ等）	
設置する太陽光発電設備の仕様及び規格が判別できる。	
4, 発電出力を確認することができる書類 ※3に掲げる書類により確認することができる場合は不要	
太陽光パネルの最大出力の合計値が分かる。	
パワーコンディショナーの定格出力の合計値が分かる。	
5, 工事に着手する前の現況写真	
太陽光発電設備を設置する場所である。	
6, 市税に未納がない証明書	
原本である。	
申請日より3か月以内に発行したものである。	
申請者の証明書である。	
7, 所得税及び復興特別所得税の確定申告書の写し	
令和6年度の確定申告書である。	
業種及び屋号が記載されている。	
8, 誓約書（第2号様式）	
申請者となる個人事業主の誓約書である。	

**上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金（PPA・リース事業者）
交付申請書提出チェックリスト**

チェック項目		申請者✓
1, 交付申請書（第1号様式）		
需要家ではなく、PPA事業者またはリース事業者が申請者である。		
設置工事の着手予定日は、申請書の提出から1か月程度余裕がある。		
太陽光発電設備の設置場所は、市内の事業所である。		
発電出力の数値は、太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい値を記載している。		
2, 見積書及び見積内訳書の写し		
内訳書には、太陽光発電設備の型式、設置数、金額が明記されている。		
3, 仕様及び規格を確認することができる書類の写し（カタログ等）		
設置する太陽光発電設備の仕様及び規格が判別できる。		
4, 発電出力を確認することができる書類 ※3に掲げる書類により確認することができる場合は不要		
太陽光パネルの最大出力の合計値が分かる。		
パワーコンディショナーの定格出力の合計値が分かる。		
5, 工事に着手する前の現況写真		
太陽光発電設備を設置する場所である。		
6, 市税に未納がない証明書		
原本である。		
申請日より3か月以内に発行したものである。		
需要家の証明書である。		
7, 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）		
原本である。		
申請日より3か月以内に発行したものである。		
PPA又はリース事業者だけでなく、需要家の証明書もある。		
8, 事業証明書（法人）		
原本である。		
申請日より3か月以内に発行したものである。		
9-1, PPAの場合：PPAの契約書（案）及び料金計算書等		
サービス料金から交付金額相当分が控除されていることが分かる書類である。		
本事業により導入する太陽光発電設備について、法定耐用年数期間終了まで継続的に使用することを確認できる書類である。		
9-2, リースの場合：リースの契約書（案）及びリース計算書等		
リース料金から交付金額相当分が控除されていることが分かる書類である。		
本事業により導入する太陽光発電設備について、法定耐用年数期間終了まで継続的に使用することを確認できる書類である。		
10, 誓約書（第2号様式） ※申請者（PPA又は事業者）および需要家（法人又は個人事業主）のいずれも必要		
申請者となるPPA又はリース事業者の誓約書である。		
需要家となる法人又は個人事業主の誓約書である。		